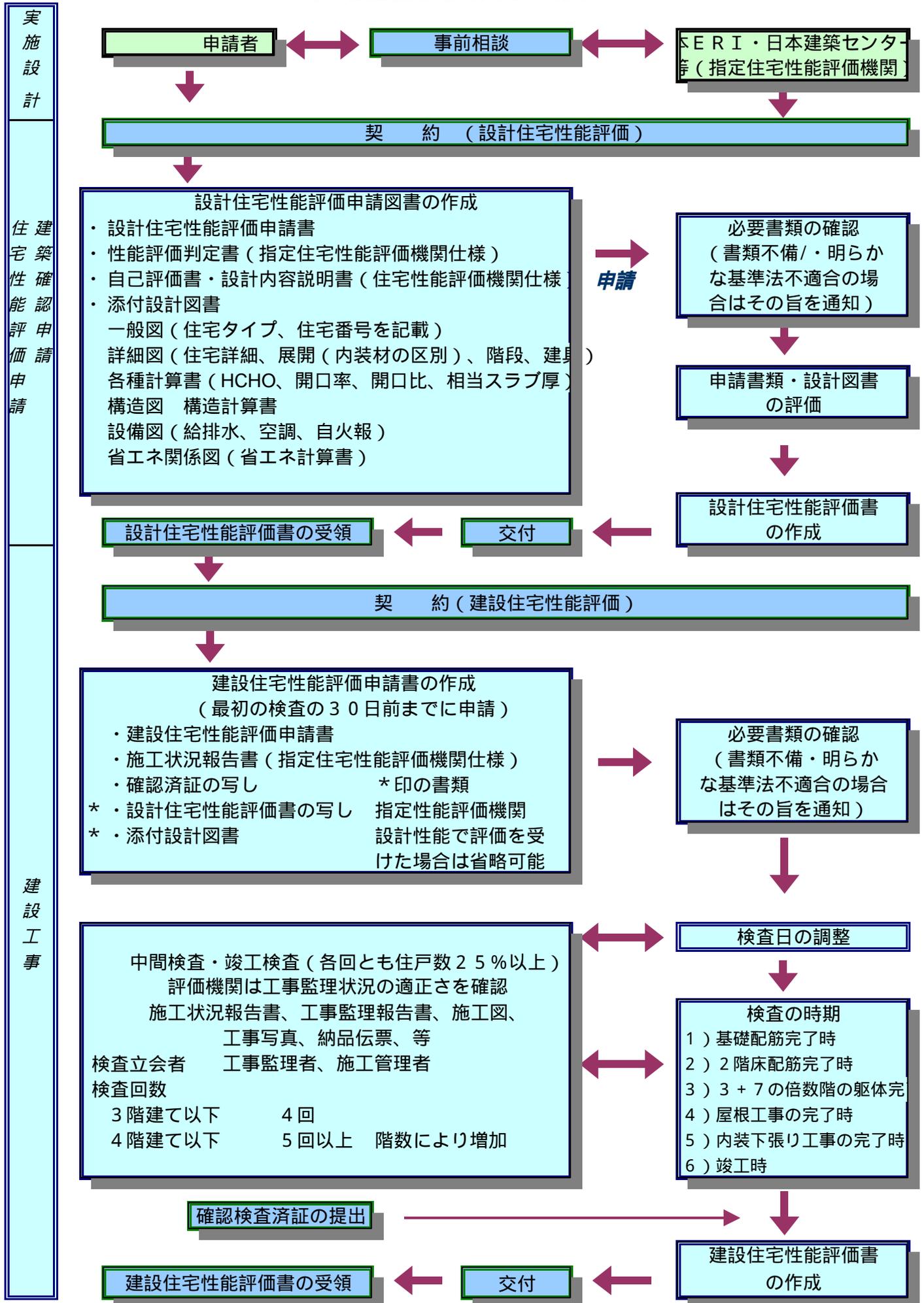


住宅性能評価業務の流れ



設計住宅性能評価の申請及び申請図書作成要領 目 次

設計住宅性能評価の申請について	.. P. 1
1) 申請に必要な書類	.. P. 1
設計評価申請添付図書の種類	.. P. 1
意匠関係図	.. P. 1
構造関係図	.. P. 1
省エネ対応関係図	.. P. 1
空調設備関係図	.. P. 1
給排水衛生設備関係図	.. P. 2
電気設備	.. P. 2
2) 提出部数について	.. P. 2
3) 提出様式について	.. P. 2
4) 提出書類の返却について	.. P. 2
設計住宅性能評価の申請図書の作成について	
1) 性能評価判定書の作成について	.. P. 2
2) 設計図書の作成	.. P. 2
3) 自己評価書及び設計内容説明書の作成 (全住戸に対し作成)	.. P. 2
4) タイプ別分類図の作成について	.. P. 2
設計図書に記載すべき事項	.. P. 3
意匠関係設計図書	
「特記仕様書又は仕上表」に記載する事項	.. P. 3
「各階平面図(1/200,1/100)」に記載する事項	.. P. 3
「立面図(1/200,1/100)」に記載する事項	.. P. 4
「断面図、矩計図(1/200,1/100,1/50)」に記載する事項	.. P. 4
「階段詳細図(1/50)」に記載する事項	.. P. 4
「住戸平面詳細図(1/50)」に記載する事項	.. P. 4
「展開図」に記載する事項(居室部分の展開図)	.. P. 5
「建具表」に記載する事項	.. P. 5
「部分詳細図(1/50)」に記載する事項	.. P. 5
「説明書」に記載する事項	.. P. 5
「説明書」に記載する事項	.. P. 5
構造関係設計図書	.. P. 6
「構造特記仕様書」に記載する事項	.. P. 6
「基礎伏図・杭断面表・基礎断面表(1/200,1/100,1/50)」に記載する事項	.. P. 6
「各階床伏図・各部材断面表・各部詳細図(1/200,1/100,1/50)」に記載する事項	.. P. 6
「構造計算書」に記載する事項	.. P. 6
省エネ対応関係図	
「住戸詳細断熱平面図(1/50)」に記載する事項	.. P. 6
「住戸詳細断熱平面図(1/50)」に記載する事項	.. P. 7
「部分詳細図(1/50)」に記載する事項	.. P. 7
「計算書」に記載する事項	.. P. 7
空調設備関係設計図書	.. P. 7
「空調設備特記仕様書」に記載する事項	.. P. 7
「空調設備住戸平面図(1/100,1/50)」に記載する事項	.. P. 7
「計算書」に記載する事項	.. P. 7
給排水衛生設備関係設計図書	.. P. 8
「給排水衛生設備特記仕様書」に記載する事項	.. P. 8
「給排水衛生設備系統図」に記載する事項	.. P. 8
「給排水衛生設備配置図(1/300,1/200,1/100)」に記載する事項	.. P. 8
「給排水衛生設備各階平面図(1/200,1/100)」に記載する事項	.. P. 8
「給排水衛生設備住戸平面図(1/100,1/50)」に記載する事項	.. P. 8
「給排水衛生設備メーターシャフト詳細図(1/50)」に記載する事項	.. P. 8
電気設備関係設計図書	.. P. 8
「電気設備特記仕様書」に記載する事項	.. P. 8
「電気設備の系統図」に記載する事項	.. P. 8
「電気設備の各階平面図(1/200,1/100)」に記載する事項	.. P. 8
「電気設備の住戸平面図(1/100,1/50)」に記載する事項	.. P. 8
設計住宅性能評価申請後の計画変更について	.. P. 9
設計住宅性能評価書交付後の計画変更について	.. P. 9
業務期間の延長について	.. P. 9

設計住宅性能評価の申請要領及び申請図書作成要領

設計住宅性能評価の申請について

申請者は日本指定性能評価機関に設計住宅性能評価（日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従って評価することをいう。）を受けようとする場合、所定の書類を作成し申請をすること。

1) 申請に必要な書類

設計住宅性能評価を受けようとする場合に必要となる書類は以下の通りとする。

1. 設計住宅性能評価申請書（住宅の品質確保促進法施行規則別記第三号様式）
2. 自己評価書及び設計内容説明書（日本指定性能評価機関 R.I 様式）
3. 性能評価判定書（日本指定性能評価機関 様式）
4. 住戸タイプ別分類図（断面、又は平面の模式図に住戸タイプ分類を記入したもの）
5. 設計評価添付図面（申請用設計図書及び各種計算書）
6. 特別評価方法認定による場合は建設大臣の特別評価方法認定書の写し
7. 特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類（必要に応じて提出）
8. 住宅型式認定をつけた住宅又は住宅型式性能認定を受けた住宅は住宅型式性能認定書の写し
9. 認証型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分製造者等認証書の写し

設計評価申請添付図書の種類

意匠関係図

案内図（付近見取り図）

配置図

特記仕様書及び仕上表

各階平面図

断面図及び矩計図（1つの住棟について X、Y 方向の 2 面）

立面図（2 面以上）

階段詳細図

住戸平面詳細図（住戸タイプ毎に必要）

展開図（住戸タイプ毎に居室部分が必要）

建具表（住戸タイプ毎に必要）

部分詳細図（評価に必要な部分）

説明書（高齢者の配慮が必要な場合）

各種計算書（特定木質建材の使用面積、単純開口率、方位別開口比、スラブの等価厚、相当スラブ厚）

構造関係図

構造特記仕様書

基礎伏図

杭断面表

基礎断面図

各階伏図

各部材断面表

各部分詳細図

構造計算書

省エネ対応関係図

住戸詳細断熱平面図（住戸タイプ毎に必要）

住戸詳細断熱断面図（住戸タイプ毎に必要）

壁、床の部位別断面図（断熱仕様の明記されたもの）

計算書（熱損失係数、夏季日射係数、相当隙間面積、部位別熱貫流率、換気量計算）

空調設備関係図

空調設備特記仕様書

空調設備住戸平面図

本工事でエアコン設置する場合のみ。

T E S の場合東京ガスです。

計算書（住戸の換気回数、住戸の気積、設計風量、床下換気口面積個数、小屋裏換気口面積個数）

機械換気のみ作成します。

自然換気部分は原則建築側の対応となります。

給排水衛生設備関係図
 給排水衛生設備特記仕様書
 給排水衛生設備系統図
 給排水衛生設備配置図
 給排水衛生設備各階平面図
 給排水衛生設備住戸平面図
 給排水衛生設備メーターシャフト詳細図

電気設備

電気設備特記仕様書（火災報知設備関係）
 電気設備系統図（火災報知設備関係）
 （電気設備各階平面図）
 （電気設備住戸平面図）

2 提出部数について

・設計住宅性能評価申請書	正、副	2部
・自己評価書及び設計内容説明書（日本指定性能評価機関様式）	正、副	2部
・性能評価判定書（指定住宅性能評価機関様式）	正	1部
・住戸タイプ別分類図	正、副	2部
・添付設計図書（申請用設計図書及び各種計算書）	正、副	2部
・特別評価方法認定による場合は建設大臣の認定書の写し	正、副	2部
・特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類	正、副	2部
・住宅型式認定を受けた住宅・住宅型式性能認定を受けた住宅は住宅型式性能認定書の写し	正、副	2部
・認証型式住宅部分等・認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分製造者等認証書の写し	正、副	2部
・添付設計図書の中の仕様書・仕上表、各階平面図、断面図、立面図、各住戸詳細図	正副の他に	1部

3 提出様式について

・A4 確認申請折りとし正、副の捺印をしたうえ、意匠、構造、設備、省エネ図面ごとに通し番号を記載のこと

4 提出書類の返却について

申請者に対し設計住宅性能評価書の交付時に副本及び性能評価判定書を返却する。

設計住宅性能評価の申請図書の作成について

- ・性能評価判定書の作成について
性能評価判定書の記入要綱による。
- ・設計図書の作成
建築主及び設計者は性能評価判定書で設定した各項目の等級の条件、仕様を基に実施設計を行い、設計図書及び各種計算書等の作成を行う。
- ・自己評価書及び設計内容説明書の作成（全住戸に対し作成）
自己評価書及び設計内容説明書は性能評価判定書の記載内容及び設計図書の内容を転記し住戸タイプ毎に作成する。住棟に関する部分も住戸毎の自己評価書及び設計内容説明書に添付すること。（音環境は選択事項）
- ・タイプ別分類図の作成について
 - 1) 棟別の考え方 建築基準法による。
 - 2) 住戸タイプの分類の考え方 以下の項目が異なる場合に別タイプとして分類し申請書類を作成すること。
 - イ) 住戸面積が異なる場合
 - ロ) 住戸プランが異なる場合
 - ハ) 住棟内の住戸の位置の相違による場合。
 -) 上階が屋根等、外部として扱われる場合
 -) 下階が地面、外部、又は住戸以外の用途として扱われている場合
 -) 住棟の端部とそれ以外の部分にある場合、及び住戸の方位の異なる場合（但し、45°以内は同タイプ）
 -) 階段、エレベータとの位置関係の相違による場合（但し、料金算定上は同じタイプとみなす）
 - ニ) 住戸の仕様が異なる場合（壁、床等の構造躯体、仕上材料、断熱材仕様、開口部仕様）

設計図書に記載すべき事項

- 音環境に関する事項については音環境を選択した場合に記載すること。又、その他の項目についても等級により記載の必要がない事項もあるので評価機関が「ねらいの等級」を判定できる記載をすること。

意匠関係設計図書

- 「特記仕様書又は仕上表」に記載する事項

2. 火災時の安全

耐火等級（延焼の恐れのある部分の外壁開口部）

開口部に設ける防火設備の種類、仕様、防火性能、指定又は認定番号等

耐火等級（延焼の恐れのある部分の外壁、軒裏）

外壁、軒裏の構造、仕様、指定又は認定番号等

避難安全対策（他住戸火災 共用廊下）

避難通路に面する開口部の防火設備の種類、仕様、指定又は認定番号等

脱出対策（避難階にある住戸を除く）

バルコニー-隔板、避難口、避難ハッチ、避難器具等の種類、仕様、認定番号

耐火等級（界壁及び界床）

界壁、界床の構造・仕様、耐火時間、指定又は認定番号等

3. 劣化の軽減

鉄骨造の住宅

床下防湿対策及び床下換気対策、小屋裏換気方法

4. 維持管理

共用配管及び共用配管の維持管理

P S の位置、点検口の位置

5. 温熱環境

熱損失係数等による場合

部位は（屋根又は天井、壁、床）の断面仕様及び材料名（商品名の場合は一一般名を併記）

使用材料の熱伝導率

開口部の付属部材（レースカーテン、内付け及び外付けブラインド、障子、サンエード等）の有無・工事範囲区分

熱貫流率等による場合

部位（屋根又は天井、壁、床、土間床の外周、開口部等）毎の熱貫流率、又は部位毎の断熱材の熱抵抗値

「断熱材の施工」及び「気密層の施工」に関する基準の記載

6. 空気循環気密層の施工

ホルムアルデヒド対策

特定木質建材（パーティクルボード、MDF）の使用部位、JIS規格

特定木質建材（普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板、防災合板、構造用パネル、複合フローリング、集成材、構造用集成材、単板及び構造用単板積層材）の使用部位、J I S 規格

8. 音環境

相当スラブ厚（重量床衝撃音）

鉄筋コンクリート造等以外の場合は床の仕上げ仕様（床断面構成）

軽量床衝撃音対策

床の仕上げ仕様（床断面構成）

軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）

床の仕上げ仕様（床断面構成）

- 「各階平面図（1/200,1/100）」に記載する事項（各階平面図に記載できない場合は住戸平面詳細図に記入すること）

全般

方位（真北）、住戸タイプ記号、住戸番号、部屋名

2. 火災時の安全

耐火等級（界壁及び界床）

界壁の位置、界壁の厚さ、外壁、界壁の耐震スリットの位置

耐火等級（延焼の恐れのある部分にある外壁の開口部、外壁軒裏）

延焼の恐れのある部分の範囲（赤線記入）、開口部位置、開口部に設置する防火設備の種類・防火性能、指定又は認定番号等（凡例記入）

避難安全対策（他住戸火災 共用廊下）

バルコニー-の位置及び形状、避難通路に面する開口部の位置、防火設備の種類防火性能（凡例等で記入）

脱出対策（避難階にある住戸を除く）

避難口・避難ハッチ・避難器具等の位置

9. 高齢者への配慮

共用部分（住棟の玄関より内部を記載のこと）

床レベル（共用玄関、共用通路、ELVホール、外部開放廊下）

床勾配（スロープ、階段等）

幅員（外部開放廊下、共用通路、傾斜路、階段）

手摺の位置・高さ、腰壁高さ、落下防止手摺高さ（共用通路、外部開放廊下、内部階段、外部階段、傾斜路）

幅・奥行き寸法（ELVホール）

ELV寸法（開口幅、かご奥行き）

・「立面図(1/200,1/100)」に記載する事項

3.劣化の軽減

床下換気小屋裏換気(鉄骨造の場合)

換気口の取付け位置、寸法(有効開口面積)

・「断面図、矩計図(1/200,1/100,1/50)」に記載する事項

全般

住戸タイプ、住戸番号、部屋名

2.火災時の安全

耐火等級(界壁及び界床)

界壁、界床の構造、位置、厚さ

外壁、軒裏の構造、仕様

3.劣化の軽減

床下・小屋裏(鉄骨造の場合)

小屋裏及び床下換気口の位置、床下防湿対策、小屋裏換気方式

5.温熱環境

熱損失係数等・熱貫流率等

断熱構造境界線、熱橋対策断熱線、断熱材の範囲及び仕様

9.高齢者への配慮

共用部分

外部開放廊下の手摺の位置・高さ、腰壁高さ、落下防止手摺高さ

専用部分

バルコニー、ルーフガーデン、窓等の落下防止手摺高さ、腰壁高さ

住戸内の床の段差、出入口の敷居のまたぎ高さ

・「階段詳細図(1/50)」に記載する事項(平面、断面図等に以下の情報が記載されていれば不要)

9.高齢者への配慮

共用部分

階段の勾配、蹴上・踏面・幅員・蹴込み寸法、蹴込み板の有無、手摺の位置・高さ、腰壁高さ、床仕上げ

・「住戸平面詳細図(1/50)」に記載する事項

全般

方位(真北)対象住戸の位置を示す図面(キープラン又はキーセクション)、住戸タイプ、住戸番号、部屋名

2.火災時の安全

感知警報装置(自住戸火災)

感知器、警報機の住戸内取付け位置(凡例表示)

脱出対策(避難階にある住戸を除く)

バルコニー隔板、避難口、避難ハッチ、避難器具等の取付け位置・寸法

4.維持管理

専用配管及び共用配管の維持管理

点検口の位置、寸法

5.温熱環境

熱損失係数等

開口部の付属部材(カーテン、カーテンレール、障子、ブラインド、サンシェード)

6.空気環境

ホルムアルデヒド対策

特定木質建材の使用部位(多種使用の場合は使用建材毎に色分け)

常時の自然換気

居室毎の給気、及び排気口の位置

局所換気

換気のできる窓の位置、換気設備取付け位置(凡例記入)

7.光、視環境

単純開口率

居室の床面積(基準法の算定方法に準ずる)、居室の開口部の寸法

方位別開口比

居室の開口部の法線及び法線の属する方位

開口率、開口比の計算式(別に計算書を提出の場合は不要)

8.音環境

重量床衝撃音対策

上階の梁の位置(見上げ 上階が該当しない場合は不要)

透過損失等級(界壁)

界壁に設置されるコンセント、スイッチボックス及びこれらに類するものの位置(凡例表示)

9.高齢者への配慮

専用部分

日常生活空間の部屋名

幅員(日常生活空間の廊下幅、出入口の有効幅、ホームELVの出入口巾)

床レベル(玄関外、玄関土間、上がり框、廊下、居室、浴室)

敷居のまたぎ高さ(玄関、勝手口、浴室、脱衣室、便所、バルコニー)

手摺位置、高さ、(便所、浴室、玄関、脱衣室)

転落防止用手摺の高さ、腰壁・窓台高さ、手摺子の有効内法

(バルコニー、ルーフガーデン、2階窓、3階以上窓、開放階段、廊下)

住戸内階段の勾配、蹴上、踏面、幅員、蹴込み寸法、蹴込み板の有無、手摺の高さ・位置、廻り階段の踏面寸法(内側30cmの部分)

面積・内法寸法(特定寝室、浴室、便所)

大便器の型式(和風又は腰掛け式の区分)

<ul style="list-style-type: none"> ・「展開図」に記載する事項（居室部分の展開図） 	
6.空気環境	ホルムアルデヒド対策 特定木質建材使用部位（使用建材毎に色分け記入）
<ul style="list-style-type: none"> ・「建具表」に記載する事項 	
2.火災時の安全	全般 建具番号、取付位置、寸法、材質、開閉方式
	耐火等級（延焼の恐れのある部分にある外壁の開口部） 防火戸（設備）の仕様、防火性能、指定又は認定番号等
	避難・安全対策（他住戸火災 共用廊下） 防火戸（設備）の仕様、防火性能、指定又は認定番号等
5.温熱環境	熱損失係数等・熱貫流率等 ガラス仕様、熱貫流率、付属部材（レースカーテン、内付け及び外付けブラインド、障子、サッシード等）の有無、工事区分、取付け位置
6.空気環境	ホルムアルデヒド対策 特定木質建材の種類・使用部位、J I S・J I S規格（枠材含む）
	常時の自然換気 換気口寸法、有効面積、取付け位置（平面詳細に記載があれば不要）
7.光、視環境	単純開口率、方位別開口比 建具の採光面積（W、H寸法）
8.音環境	透過損失等級（外壁開口部） 建具の遮音等級、指定、認定番号
<ul style="list-style-type: none"> ・「部分詳細図（1/50）」に記載する事項 	
5.温熱環境	熱損失係数等・熱貫流率等 外壁、床スラブ等の部分断面積
6.空気環境	常時の自然換気 換気口詳細（換気口寸法、有効開口面積）取付け位置
9.高齢者への配慮	共用部分、専用部分 平面図、詳細図で表記できない部分を記載する。
<ul style="list-style-type: none"> ・「説明書」に記載する事項 	
9.高齢者への配慮	専用部分 「出入口幅員の拡幅」「便所の拡幅」について工事を伴わない撤去、及び軽微な改造の説明等
<ul style="list-style-type: none"> ・「説明書」に記載する事項 	
3.劣化の軽減（鉄骨造の場合）	床下・小屋裏 小屋裏換気、床下換気に係る換気口の計算
6.空気環境	ホルムアルデヒド対策 特定木質建材の使用材料・部位・J I S、J I S規格毎の面積計算書注）1 使用材料が1㎡以下の場合は評価の対象外となる。注）2 同一材料で規格が異なるものを使用した場合、使用材料の面積の1/10までは評価の対象外。1/10を超える場合は低い規格が評価基準となる。室内換気量の計算
	全般換気対策
7.光、視環境	単純開口率 住戸毎の居室の開口面積、居室の床面積 居室の開口部の寸法及び開口部の合計面積、開口率
	方位別開口比 方位毎の居室の開口部面積、居室の開口部面積の合計、居室毎の方位別開口比
8.音環境	重量床衝撃音対策 均質単板スラブ'以外の場合は居室毎のスラブ'の等価厚さ
	相当スラブ厚（重量床衝撃音） 鉄筋コンクリート造等以外の場合は居室毎の相当スラブ'厚計算
	軽量床衝撃音対策 均質単板スラブ'以外の場合は居室毎のスラブ'の等価厚
	軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造） 鉄筋コンクリート造等以外の場合は居室毎のスラブ'の等価厚さ

構造関係設計図書

・「構造特記仕様書」に記載する事項

1. 構造の安定

耐震等級、耐風等級、耐積雪等級関係

材料、工法の指定、品質管理方法（検査・試験等）の指定
材料強度の指定、設計強度の指定

地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法

地盤調査内容、地盤改良の仕様（工法等）

基礎の構造方法及び形式等

基礎種別（直接基礎・杭基礎等）

構造仕様

直接基礎 基礎形式（独立基礎・布基礎・べた基礎）、地盤の許容支持力

杭基礎 杭材料、杭工法、杭径、杭長、許容支持力

3. 劣化の軽減

鉄骨造住宅

構造躯体の防錆仕様、防錆範囲等

鉄筋コンクリート造

セメントの種類

かぶり厚さ（構造部、非構造部の部位ごとに具体的数値）

水セメント比

コンクリートの品質（コンクリート強度とスランプ値、単位水量）

施工計画（コンクリート打設方法、打ち継ぎ部の処理方法、養生等部材の設計・配筋（施工誤差の許容範囲寸法）

・「基礎伏図・杭断面表・基礎断面表（1/200,1/100,1/50）」に記載する事項

1. 構造の安定

基礎の構造方法及び形式等

直接基礎 材料・形状・寸法・位置

杭基礎 杭材料・形状・寸法・位置・支持地盤毎の杭長

4. 維持管理

共用配管及び共用配管の維持管理

人通口の大きさ、位置

・「各階床伏図・各部材断面表・各部詳細図（1/200,1/100,1/50）」に記載する事項

1. 構造の安定

耐震等級、耐風等級、耐積雪等級関係

構造躯体（柱・梁・床板・壁等）の材料・形状・寸法・位置

8. 音環境

重量床衝撃音対策

構造躯体（柱・梁・床板・壁等）の寸法・位置

相当スラブ厚（重量床衝撃音）

構造躯体（柱・梁・床板・壁等）の寸法・位置

軽量床衝撃音対策

構造躯体（柱・梁・床板・壁等）の寸法・位置

軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）

構造躯体（柱・梁・床板・壁等）の寸法・位置

透過損失等級（界壁）

構造躯体（壁等）の寸法・位置

・「構造計算書」に記載する事項

1. 構造の安定

耐震等級、耐風等級、耐積雪等級関係

建築物の概要

構造計画（耐震、耐風・耐積雪等級の検証に採用した計算手法、荷重・耐力等の基準法上の規定値に対する倍率等を含む）

各種応力計算・各部材断面の設計

地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法

地盤の許容支持力又は杭の許容支持力の設定根拠

省エネ対応関係図

・「住戸詳細断熱平面図（1/50）」に記載する事項

5. 温熱環境

全般

方位、住戸タイプ、住戸番号

熱損失係数等

断熱構造境界線、熱橋対策断熱折り返し、計算に用いた部分の位置及び仕様を示す符号

各室床面積が容易に計算できる程度の寸法（壁芯抑え）、

窓・ドアの幅、出窓・バルコニー・庇等の幅及び出の寸法

熱貫流率等

開口部の建具の種類・位置・ガラス・付属部材の種類・位置・寸法

・「住戸詳細断熱平面図（1/50）」に記載する事項

全般 住戸タイプ、住戸番号

5.温熱環境

熱損失係数等 各室天井高
断熱構造境界線、熱橋対策断熱折り返し、計算に用いた部分の位置及び仕様を示す符号
開口部と庇、バルコニー等との位置関係を示す寸法
熱貫流率等 断熱構造境界線、熱橋対策断熱おりかえし

・「部分詳細図（1/50）」に記載する事項

5.温熱環境

熱損失係数等、熱貫流率等 断面図では表現していない熱境部分の断熱材のおさまり等
外壁、床スラブ等の部分断面図

・「計算書」に記載する事項

5.温熱環境

熱損失係数等 熱損失係数、夏季日射取得係数、相当隙間係数
熱貫流率等 部位別熱貫流率計算（開口部、壁、床等）

空調設備関係設計図書

・「空調設備特記仕様書」に記載する事項

6.空気環境

常時の機械換気 機械換気設備の仕様
局所換気 機械換気設備の仕様

・「空調設備住戸平面図（1/100,1/50）」に記載する事項

5.空気環境

常時の機械換気 設置位置、居室毎の給気、及び排気口の位置（又は居室間の通気経路）
局所換気 機械換気設備の取付位置

・「計算書」に記載する事項

6.空気環境

常時の機械換気 換気回数、住宅の気積、設計風量、送風機のP（機外静圧）- Q（風量）曲線図を添付
常時の自然換気 住戸の換気口の有効開口面積の合計数値、及び計算式

給排水衛生設備関係設計図書

・「給排水衛生設備特記仕様書」に記載する事項

4.維持管理

・専用配管及び共用配管の維持管理 配管材料、維持管理の方法等。図示しきれなかった事項の補完事項

・「給排水衛生設備系統図」に記載する事項

4.維持管理

共用配管の維持管理 配管系統、主要配管の横引き位置、点検口・掃除口の位置

・「給排水衛生設備配置図(1/300,1/200,1/100)」に記載する事項

4.維持管理

専用配管及び共用配管の維持管理 敷地内引き込み以降の配管経路

・「給排水衛生設備各階平面図(1/200,1/100)」に記載する事項

4.維持管理

専用配管及び共用配管の維持管理 掃除口・配管の主要な接合部。パイプの位置、点検口の位置・大きさ、配管ピットの位置、人通口の位置、寸法等

・「給排水衛生設備住戸平面図(1/100,1/50)」に記載する事項

4.維持管理

専用配管及び共用配管の維持管理 メーター以降の専用部の給水栓、ガス栓又は設備機器との接続部までの横枝管、及び立ち上がり管等、掃除口、配管も主要な接合部・パイプの位置、点検口の位置・大きさ

・「給排水衛生設備メーターシャフト詳細図(1/50)」に記載する事項

4.維持管理

専用配管及び共用配管の維持管理 共用配管と専用配管の接合部、バルブ、清掃口、メーター等

電気設備関係設計図書

・「電気設備特記仕様書」に記載する事項

2.火災時の安全

感知警報装置(自住戸火災) 感知器の種別、感度等必要な機能の仕様

感知警報装置(他住戸火災) 感知器の種別、感度等必要な機能の仕様

・「電気設備の系統図」に記載する事項

2.火災時の安全

感知警報装置(自住戸火災) 住戸内のシステム及び系統

感知警報装置(他住戸火災) 建物内のシステム及び系統

・「電気設備の各階平面図(1/200,1/100)」に記載する事項

2.火災時の安全

感知警報装置(他住戸火災) 住戸部分・共用部分の機器取付位置及び配線

・「電気設備の住戸平面図(1/100,1/50)」に記載する事項

2.火災時の安全

感知警報装置(自住戸火災) 機器の取付位置及び配線

設計住宅性能評価申請後の計画変更について

- 1 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の審査が簡単にできる場合）は、変更申告書及び変更関係図書を指定性能評価機関に提出し、設計住宅性能評価を受けることができる。
- 2 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる等、その計画変更が大規模な場合については、当初の設計住宅性能評価申請を取り下げ、改めて別件として設計住宅性能評価の申請をしなければならない。
- 3 設計評価申請内容と評価基準等に不適合がある場合には、指定住宅性能評価機関は適合しない旨の通知書を申請者に交付する。

設計住宅性能評価書交付後の計画変更について

当該対象工事の着工前の変更

- 1 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の検査ができ変更状況を容易に確認できる場合）は、変更申告書及び変更関係図書を指定性能評価機関に提出し、建設評価を受けることができる。
- 2 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる変更については、変更設計住宅性能評価申請を行わなければならない。変更設計図書の再評価がなされ、変更設計住宅性能評価書が交付されるまで、当該対象工事は着手できない。

現場での検査を受ける時点での変更（検査対象の工事が施工中又は完了している場合）

- 1 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の検査ができ変更状況を容易に確認できる場合）は、施工状況報告書と変更申告書を評価機関に提出し、建設評価を受けることができる。
（例「高齢者等への配慮対策」で開口部の幅を等級が変わらない範囲で変更した場合等、検査時点で容易に確認が可能な場合等に限る）
ただし、検査時点で確認ができない変更等については事項の扱いとなる。
- 2 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との照合が再度必要になる変更については、変更設計住宅性能評価を申請し変更設計住宅性能評価を受けるか、変更を中止し工事の修正を行うかを選択し、評価機関に連絡する。

a) 変更設計住宅性能評価を申請する場合

変更設計図書の再評価がなされ、変更設計住宅性能評価書が交付されるまで、当該検査対象の工事部分について、それ以降の工事の続行はできない。変更設計住宅性能評価書が交付された後に建設住宅性能評価を再申請し、当該部分の検査を受けて合格した場合は、建設住宅性能評価書が交付される。

b) 変更を中止する場合

変更工事が完了している場合には当該部分を除去し、設計評価を受けた設計図書通りに工事の修正を行う。

c) どちらも成されない場合

建設住宅性能評価の当該工事に関係する項目は最低水準の評価となる。

なお、設計住宅性能評価申請書等及び建設住宅性能評価申請書等に不備、若しくは虚偽の記載がある場合、指定住宅性能評価機関の責に帰すことができない理由で現場の検査ができない場合（検査対象住戸の検査を行うことに協力を得られない場合等）、あるいは建設基準関係規定との不適合がある場合、建築基準法による完了検査済証が必要とされるにもかかわらず交付されていない場合等には、指定住宅性能評価機関より設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書は交付されず、交付できない旨の通知書が交付される。

業務期間の延長について

申請図書等の変更がある場合、申請図書等の内容に不備がある場合で指定した期日までに申請図書の訂正、追加等がなされない場合、対象建築物の敷地に立ち入り現地調査の協力が得られない場合等については、指定性能評価機関はその理由を明示の上業務期日の延長を請求することができる。
この場合、業務期日の延長、その他必要な事項については協議のうえ決定する。